

隅田クラブ 重要事項説明書

1. 事業者の概要
有限会社 アクトケアシステム
和歌山県橋本市隅田町真土325-1
取締役 江藤 友則 0736-33-4105
2. 事業所の概要
隅田 クラブ 事業所番号 3071000750
和歌山県橋本市隅田町真土325-1
管理者 長尾裕美 0736-33-7800
営業地域 橋本市・五條市(大塔町を除く)

3. 事業の目的及び運営方針

(目的) 有限会社アクトケアシステムが設置する、隅田クラブ(以下「事業所」という)において実施する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「通所介護」という)の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、「通所介護」の円滑な運営管理をはかるとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正なサービス提供を行うことを目的とする。

(方針) 事業所の従事者は、要介護・要支援者・事業対象者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、必要な日常生活のサポート及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に心がけ、事業にあたっては利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健・医療・福祉サービスとの連携に努めてまいります。

(2) 事業所の職員体制・業務内容

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	管理業務	1名
生活相談員	生活相談業務	1名以上
看護師	健康管理等	1名以上
介護職員	介護業務	7名以上
機能訓練指導員	機能訓練指導等	1名以上

(3) 事業所の設備の概要 【定員35名】

・食堂・機能訓練室(222㎡) ・浴室(60㎡) ・相談室(1室) ・静養ベッド(3台)

(4) 営業日 月曜日～金曜日(祝日営業)

但し、お盆休み(3日程度)12月29日から1月4日までは除く。

(5) 営業時間 8:00～17:00

(6) サービス提供時間
9:00～14:30 9:00～15:30 9:00～16:30
10:00～15:30 10:00～16:30 13:00～15:30

4. サービス内容

- ①生活指導 ②機能訓練及び運動指導 ③介護サービス ④健康状態の観察
⑤食事 ⑥送迎 ⑦利用者に対する便宜の提供 ⑧入浴サービスの提供

5. サービスの利用方法

- (1) 利用開始 事業所職員が自宅訪問、契約締結後サービス提供を開始します。
(2) サービスの終了 契約書(第9条)の通り。
(3) サービス内容の変更・中止
① 風邪や病気の際は、サービス提供をお断りする場合があります。
② 当日、体調不良が確認された場合、サービス内容を変更・中止する場合があります。

5.料金

要介護・支援・事業対象者区分が変更された場合は、変更後の区分に基づく利用料金に変更されます。

① 介護予防通所介護利用料/介護予防・日常生活支援総合事業 利用料（橋本市）

※	要支援1・事業対象者	週1回程度	1798円/月
※	要支援2・事業対象者	週2回程度	3621円/月

上記の※合計に対して、地域加算2.7%が加算されます。

(利用料の目安) 1月4週として

基本料 円 × 1.027

月 _____ 円

② 介護予防・日常生活支援総合事業利用料（五條市）

A6

事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1月の中で全部で4回まで	384円/回
	1月の中で5回以上	1798円/月
事業対象者・要支援2 (週2回程度)	1月の中で1回から8回まで	447円/回
	1月の中で9回以上	3621円/月

回 _____ 円

③ 通所介護利用料

	5～6時間	6～7時間	7～8時間
※ 要介護度1	570円/回	584円/回	658円/回
※ 要介護度2	673円/回	689円/回	777円/回
※ 要介護度3	777円/回	796円/回	900円/回
※ 要介護度4	880円/回	901円/回	1023円/回
※ 要介護度5	984円/回	1008円/回	1148円/回
※ 入浴加算	40円/回		
※ 機能訓練加算	76円/回		
※ ADL維持加算	30円/回		
※ サービス提供体制	6円/回		
昼食代	700円/回		

上記の※合計に対して、介護職員処遇改善加算(Ⅲ)8%・地域加算2.7%が加算されます。

(入浴あり) (基本料 円 + 加算 152円) × 1.107

(入浴なし) (基本料 円 + 加算 112円) × 1.107

回 _____ 円 食事代 700円

- ・上記の他、教養娯楽・衛生用品等にかかる費用等は自己負担となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、管轄市役所介護保険課に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

④ 交通費

- ・通常の事業の実施地域を越えて行なう事業に要する送迎費用は、事業地域実施区域を越えた地点から5キロメートルあたり100円とします。

⑤ キャンセル規定

- サービス提供中止となる場合は、至急ご連絡ください。利用者様がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合事業者は、利用者に対して料金の全部または一部を請求することができます。この場合、他の料金の支払いと合わせ請求します。

連絡時期	キャンセル料
本サービス実施予定時間の24時間前まで	無料
本サービス実施予定時間の24時間以内まで	サービス利用料の1割

⑥ 支払方法

- 口座振替もしくは現金集金となります。毎月、15日迄に前月分の利用料金をお伝えします。口座振替(現金集金)後、領収証を発行します。

7.緊急時の対応

利用中に体調が悪くなった場合、家族または【契約書 緊急連絡先】に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じ速やかに救急搬送・主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

8.事故発生時の対応

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに不測の事故が生じた場合は、家族又は【契約書 緊急連絡先】へ連絡するとともに、状況に応じて主治医または歯科医師に連絡を取る等、速やかに必要な措置を講じてまいります。

9.事故補償

通所サービス関係者はサービス提供に際し、事故が発生しないよう最善を尽くします。但し、高齢者の特性上、皮膚の「発赤」「内出血」「表皮剥離」等発生し易い素地がある事について、あらかじめご了承ください。

事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、事業所が加入している「損害賠償保険」の範囲内で賠償させていただきます。

10.秘密の保持

「通所介護」を提供する中で知り得た利用者様やそのご家族についての情報は、ご了解なしに他に漏らすことはありません。

11.個人情報の使用

以下の場合において、個人情報を使用させていただきます。あらかじめご了承ください。

- 介護関係者連携（ケアマネジャー・担当者会議 など）
- 主治医連携

※個人情報・・・氏名・住所・健康状態・病歴・その他利用者・家族に関する情報

12.高齢者虐待防止に向けた取り組み

事業所は、利用者の人権擁護を推進、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講じます。

虐待防止委員会	定期開催
虐待防止に向けた指針整備	掲示
虐待防止に関する啓発・研修	年1回以上
措置を実施するための担当者	総務

13.非常災害対策

- ① 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- ② 防火管理者は、有限会社アクトケアシステムで選任した者を当て、火元責任者は消防計画に明示されているものが当たる。
- ③ 火災予防を常に心がけ、定期的に設備点検を行う。(点検・業者へ依頼)
- ④ 火災の発生や地震時の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。

- ⑥ 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

防火教育及び基本訓練(消化・通報・避難)	年1回以上
利用者を含めた総合訓練	年1回以上
非常災害用設備の使用方法の徹底	随時
・防災設備	…………… 自動火災感知設備・消火器具を設置
・防火責任者	…………… 防火管理責任者 江藤 千恵

12. サービス内容に関する苦情

苦情相談窓口	担当 江藤千恵	電話 0736-33-7800
和歌山県	和歌山県国民健康保険連合会	電話 073-427-4673
	橋本市役所 健康福祉部 介護保険課	電話 0736-33-1111
奈良県	奈良県国民健康保険連合会	電話 0744-29-8311
	五條市役所 あんしん福祉部 介護福祉課	電話 0747-22-4001

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

本重要事項説明書の説明時においては実施していません。